

平成21年4月1日

関係各位

常陸太田市水道部業務課総務係

公共工事における前払金制度の改正について

このことについて、以下のとおり改正いたしましたので、ご了解願います。

1 前払金の支払い対象の拡大

常陸太田市水道事業においては、昨今の厳しい社会経済情勢を鑑み、中小企業の工事等着工資金を確保し、公共工事の適正、円滑な施工を図るため、公共工事における前払金の支払い対象を拡大することとしました。

(1) 前払金対象金額の改正

**建設工事**

前払金の支払い対象となる契約金額を「500万円以上」から「50万円以上」に引き下げます。(工期が60日未満のものは除く。)

**建設工事の測量、設計又は調査**

従来、必要と認められる場合のみ支払い対象としておりましたが、今後は契約金額が「500万円以上」とします。(工期が60日未満のものは除く。)

(2) 前払金の割合の拡大

**建設工事**

「30%以内」から「40%以内」に引き上げます。

**建設工事の測量、設計又は調査**

従来どおり。(30%以内)

2 施行期日

平成21年4月1日以降に発注される事案から適用します。

**【この件に関するお問い合わせ先】**

常陸太田市水道部業務課総務係

〒313-8611

茨城県常陸太田市金井町3683番地の2

TEL 0294-72-3111 内線512